



広島国道事務所からの  
お知らせ

平成31年 1月21日

同時資料提供先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

## ～東広島バイパス・安芸バイパス～

### 建設発生土の受入地を募集します！

国土交通省中国地方整備局広島国道事務所が整備を進めている一般国道2号東広島バイパス・安芸バイパスの工事で、今後、大量の建設残土（以下、「建設発生土」という）の発生が想定されています。

現在、関連工事や他の公共事業への活用等、調整を行いながら本体工事を進めています。今回、建設発生土の有効活用を図るため、別添資料により、窪地の埋め立てや低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの土地への受入れを募集します。

#### 記

別添資料：建設発生土の受入地募集について  
建設発生土「受入申込書」（提出書類）  
建設発生土「受入に関する覚書」（参考）  
位置図

#### （問い合わせ先）

国土交通省中国地方整備局 広島国道事務所

副所長 高口 敏弘（たかぐち としひろ）

【担当】工務課長 佐々田 敬久（ささだ ゆきひさ）

TEL 082-281-4176 FAX 082-286-7900

【広報担当窓口】計画課長 亀岡 敬和（かめおか のりかず）

TEL 082-281-4131（代表） FAX 082-286-7897

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/hirokoku/>

# 「広島国道事務所」の道路事業に伴う 建設発生土の受入地募集について

## 1. 応募の趣旨

国土交通省中国地方整備局広島国道事務所におきましては、一般国道2号東広島バイパス・安芸バイパスの整備を進めています。

本事業は、一般国道2号の慢性的な交通混雑の緩和、交通安全の確保、周辺地域との連携強化を図ることを目的とした道路事業です。

このような中、今後の工事に伴い建設残土（以下、「建設発生土」という）の発生が想定されており、関連工事又は他の公共事業への活用等との調整を行うこととしていますが、事業を円滑に推進するためには、工事の効率化を考慮した建設発生土の有効利用を図ることが必要となっています。

つきましては、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの方の所有地を受入地とし、工事による建設発生土の有効利用を図りたいと考えています。

## 2. 応募要件

### (1) 応募できる方

平成31年3月～平成34年3月の間で埋立等の土地造成等を予定している、近隣地域に土地を所有或いは貸借されている方。

（ただし、貸借の場合は、所有者の同意が必要です。）

### (2) 土地の要件

- ① 建設発生土の発生場所からの運搬距離が、概ね50km以内の位置に存在すること。（建設発生土の発生場所は、別添位置図参照）
- ② 埋立(盛土)土量が、1カ所当たり2,500立方メートル程度を超えるものとする。
- ③ 大型ダンプトラック(10t車)で土砂(主に岩砕)の搬入ができること。
- ④ 法律、関係条例上、埋立(盛土)等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了、或いは平成31年2月末迄に手続き完了見込であること。

## 3. 応募期間及び方法

(1) 応募期間： 平成31年1月21日(月) ～ 平成31年2月21日(木)

(2) 必要書類： 次の書類を、郵送又は持込にて提出してください。

- ① 建設発生土「受入申込用紙」 → 別添の用紙
- ② 土地所有者の同意書
- ③ 埋立等の許可証の写し
- ④ 埋立位置を示した地図

## 4. 選考

応募頂いた土地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い埋立（盛土）に適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

なお、選考基準としては、候補地までの運搬距離及び他の公共事業の建設発生土受入状況等を総合的に判断し決定します。

また、その結果は、その都度応募者へ通知致しますが、選考内容に関するお問合せにつきましては公表することは出来ません。

## 5. その他留意事項

- ① 建設発生土の搬入（運搬）は、当方が行います。（無料）
- ② 建設発生土搬入後の作業等（敷均し・締固め、及び土砂流出防止措置）は、応募者で行って下さい。（覚書第8、9、11条参照）
- ③ 候補地確定後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、申し込み時の搬入量を保証することはできません。
- ④ 搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、申し込み者において確実に行ってください。
- ⑤ 搬入に際しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への対応は必ずお願いします。
- ⑥ 建設発生土搬入後の管理については、土地所有者の責任において行って頂きます。
- ⑦ 搬入した建設発生土を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。
- ⑧ 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。

## 6. 問い合わせ及び提出先

国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所  
〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13-28  
TEL： 082-281-4176(直通)  
FAX： 082-286-7900  
担当： 工務課 佐々田、森山

※ ホームページも併せてご覧ください

<https://www.cgr.mlit.go.jp/hirokoku/>

申込日 平成 年 月 日

## 建設発生土「受け入れ申込書」

国土交通省 中国地方整備局  
広島国道事務所長 様

郵便番号：

住 所：

氏 名：

建設発生土の受入について下記のとおり申し込みます。

### ○許可等を受けた事業に関する事項

事業名称	
法令等の名称	
許可等の時期及び 許可等の番号	年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋立行為を 行う土地の面積	平方メートル
搬入予定量	立方メートル
搬入予定時期	年 月 日 ~ 年 月 日

### ○連絡先

所属名称：

担当者氏名：

電話番号：

(内線)

申込日 平成 年 月 日

## 建設発生土「受け入れ完了確認書」

国土交通省 中国地方整備局  
広島国道事務所長 様

郵便番号：

住 所：

氏 名：

「広島国道事務所」の道路事業に伴う建設発生土の受入について、平成〇年〇月〇日付けで提出された完了通知書のとおり、完了したことを確認しました。

## 「広島国道事務所」の道路事業に伴う建設発生土の受入れに関する覚書（案）

国土交通省中国地方整備局広島国道事務所長を「甲」〇〇〇〇を「乙」として覚書を締結する。

- 第1条 甲は、乙に対して建設発生土の搬入（住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）を行うものとする。ただし、他の公共事業（以下「公共事業」という）で必要となった場合、公共事業への搬入を優先するものとする。
- 第2条 甲は、覚書締結後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合は、そちらへの搬入を優先するため、申し込み時の搬入量を保証することはできない。
- 第3条 乙は、建設発生土の土質的条件及び建設発生土に関するその他条件を指定しないものとする。尚、搬入前に甲乙立ち会いのもと、搬入土に産業廃棄物等が混入していないことを確認するものとする。
- 第4条 乙は、甲以外からの建設発生土を受け入れる場合、あらかじめ甲に協議するものとする。尚、乙は甲以外から建設発生土を受け入れる場合は、産業廃棄物及び汚染土壌等を含む土砂を受け入れてはならない。
- 第5条 建設発生土の搬入に対して、搬入路・待避路が必要な場合は、甲乙協議のうえ乙が整備するものとする。またその際、土地の買収・借地が必要な場合は、乙の負担により必要な用地を確保するものとする。
- 第6条 乙は、甲による建設発生土の搬入開始日までに周辺住民・事業所等に対し建設発生土の受入、期間等を周知して周辺住民等の協力を得るものとし、搬入期間内に苦情・問い合わせ等があった場合は甲乙協力のうえ速やかに対応する。
- 第7条 建設発生土の搬入期間内における苦情等について、乙の周知不足が原因であると認められる場合、甲は建設発生土の搬入を中止する事が出来るものとする。
- 第8条 乙は、建設発生土の搬入までに支障となる物件等の移設解体及び立木の伐採・抜根、除草を行うものとし、それらの処分は指定の処理施設において行うものとする。
- 第9条 建設発生土の搬入に伴い、流末の処理・水抜き対策・法面保護・土砂流出防止措置及びその他の対策が必要となった場合は、乙の負担により適切に処理するものとする。
- 第10条 建設発生土の搬入は、甲が行うものとする。ただし、甲乙協議により、乙が運搬を行うことが妥当と判断される場合は、乙の負担において実施することが出来るものとする。
- 第11条 甲は、埋土の敷均し・締固めは行わない。敷均し・締固めが必要な場合、乙の負担により実施するものとする。
- 第12条 甲は、建設発生土の搬入にあたり、事前に搬入計画書を乙に通知するものとする。
- 第13条 乙が建設発生土の敷均し及び締固めを行う場合は、甲が別途通知する搬入計画に支障とならないよう調整を行うものとする。尚、搬入計画に支障を及ぼすと認められた場合は、搬入予定量に達していなくとも搬入を中止する場合がある。

第14条 乙は、建設発生土の搬入に支障をきたさないよう敷地内の運営・管理を行い、疑義等が生じた場合、速やかに対応しなければならない。

第15条 乙は、甲から受け入れた建設発生土を営利目的に使用したり、他の箇所に搬出してはならないものとする。このことは、搬入完了後においても同様とする。

第16条 乙は、不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土の利用を行うことはできないものとする。万一不正な行為が発覚した場合には、建設発生土の搬入を即刻中止するとともに、警察等関係機関に通報するものとする。

第17条 工事車両等の搬入口及び出口については、甲乙協議の上必要に応じて交通整理員を配置し、通行車両等の安全を確保する対策を講じるものとする。

第18条 甲は、建設発生土の搬入が完了した場合は、すみやかに完了通知書を乙に提出するものとする。

第19条 乙は、甲より完了通知書を受領後、すみやかに別紙確認書を甲に提出するものとする。

（雑則）

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（附則）

この覚書は、平成31年 月 日から実施する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成31年 月 日

（甲） 国土交通省中国地方整備局

広島国道事務所長

（乙）



